

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1～4号炉の廃止措置計画変更認可申請に関するヒアリング
2. 日時：令和2年12月21日（月） 15時45分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁  
原子力規制部  
審査グループ実用炉審査部門  
藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、櫻井安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社 廃止措置部 廃止措置準備室長他9名※

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※2音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

#### 6. その他

提出資料

- ・資料1 福島第二原子力発電所 1号（2、3、4号）発電用原子炉廃止措置計画認可申請について（審査会合における指摘事項の回答）
- ・資料2-1 福島第二原子力発電所1号（2、3、4号）発電用原子炉廃止措置計画認可申請書について（本文六、七、十二、添付六、八、九）
- ・資料2-2 福島第二原子力発電所1号、2号3号及び4号炉性能維持施設について
- ・資料2-3 福島第二原子力発電所1号、2号、3号及び4号炉廃止措置に係る品質マネジメントシステムについて

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の幹也です。これからDFの廃止措置のヒアリングを始めたいと思いますので、まず資料の確認からお願いします。
0:00:10	はい。東京電力大塚ですよろしくお願いします。資料ですけれど、大きく4種類ございます。資料1というもの、資料2-1、資料2-2、資料2-3です。
0:00:23	資料1は
0:00:25	HTTR審査会合における指摘事項の回答についての説明資料でございます、資料2-2の7-1から2-3はこれまで更新御説明していない性能維持施設、
0:00:38	QMSに関する説明資料でございますが、資料1のほうから進めて説明させていただきたいと考えてますが、よろしいでしょうか。はい、お願いします。
0:00:50	はい、それでは資料1です。その右、右上4inch <sup>2</sup> と書いて大事に4まで目次でございまして、5と書いてあるスライドから説明させていただきます。
0:01:05	そこでは7月2日の審査会合の指摘事項回答にあります。
0:01:12	指摘の内容は、被ばく評価や温度評価、固体廃棄物の推定発生量について、号炉間で異なる理由を説明することということで、
0:01:23	まずスライド5号に
0:01:27	等五つの項目について、1号から4号までの値との差異の理由についてまとめてございます。項目というのは、添付4ですね、の結果であります燃料集合体の落下における敷地境界の周辺構造物公衆の実効洗浄、
0:01:47	二つ目の項目が低レベル放射性廃棄物、LONから許さんまでの合計値の推定発生量の合計値。
0:01:55	三つ目が使用前に燃料プールの冷却水がすべて喪失した場合のN被覆管表面温度、後半三つ、6通報の評価結果です。
0:02:07	下から二つ目が、
0:02:10	OBのポールの水密度が減った変化した場合の実効増倍率の最大値、一番下が使用済み燃料プール水大規模漏えい時のスカイシャイン線による周辺公衆の実効線量ということで、まず各5号の数値を並べてその差異を右に書くという一つ
0:02:30	でございます。さらに後半の後のスライド6サイド目のスライド目8スライド目で
0:02:41	MACCSとなるデータというものを、
0:02:43	記載してございます。
0:02:46	まず一番上の燃料集合体落下時の実効線量評価ですが、5スライド目にしろ、示してますように、1号機の一番高くて、234。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:58	こんな順番で小さくなっていくと。
0:03:02	これは理由には原子炉建屋の位置及び敷地境界からの距離の値が2本と書いてございまして、登録されたカイダ面にその距離というのが実際に書いてまして、1号機が410mに対して、2号機3号機4号機はここに書いてる通り、
0:03:19	余裕がなかったことになりますのでその分は大分小さくなっているという説明でございます。
0:03:24	続きまして
0:03:26	低レベル放射性廃棄物の推定発生量ですが、1号炉が正当に2号炉3号炉4号炉に比べて、
0:03:36	2割ぐらいですか、小さい値になってございます。いうにつきましては格納容器型式の違いに基づく建設時点での構造物量の違いによると記載してございます。
0:03:47	6スライド目に具体的な格納容器の型式って書いてまして、1号議案はMark IIというタイプ。
0:03:55	2号から4号はMark IIという具体的
0:04:00	格納容器の検討前年高さ等々直近についても記載してございます。
0:04:08	はい。続きまして、三つ目の項目、要するに燃料プールの冷却水が全喪失した場合の燃料被覆管表面温度ですが、これにつきましては使用済み燃料の総発熱量原子炉建屋の寸法等の違いによると書いてございまして、
0:04:25	7スライド目に具体的な数値が書いてございます。
0:04:30	用済み燃料の総発熱量だけを記載しますと、1号炉、
0:04:35	ほよりも島にボールが少し参加、ほぼ同じですけど、2号のほうが若干大きいという、三、四等辺り小さくなっています。
0:04:43	ただしその下に書いてあります原子炉建屋の
0:04:47	天井面積、
0:04:49	などが先ほどの格納容器のタイプの違いと通ずるんですけど、1号機のほうが小さい建屋ということになってまして。
0:04:57	結果としてA棟の上にlandslide目の1枚にカイダの清水メニュー被覆管表面温度については1号炉のほうが値が大きくなってるというそういうことでございます。
0:05:10	はい。続きまして使用済み燃料プールの水密度が減少した場合の実効増倍率ですが、
0:05:16	1号と3号がキュリオン05と4はコンマ929ということで、面白いは中性子吸収材である。
0:05:26	物の量好ん量など燃料ラックの仕様の違いによるしてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:31	燃料ラックの仕様というのも、7 スライド目に具体的な数値書いてまして。
0:05:37	この一発ラックセル管ピッチの添加率、
0:05:41	こういったものが違う結果としまして、1号3号の方から実効増倍率が大きめに委譲されて、
0:05:49	こういう結果でございます。
0:05:52	はい。最後の五つ目の項目スカイシャイン線による実行する周辺公衆の実効線量ですが、
0:05:59	これはこれまでも内ヒアリング審査会合結構議論になっている数字ですが、1号機が一番大きくて次に4号機同機器というものでして、この理由として、主に原子炉建屋の敷地境界からの距離の違いによるというのを利用してございます。
0:06:17	で8スライド目に敷地の業務スピーチをかため距離ということで、1号機が
0:06:24	400メートル。
0:06:26	4号機が490mと、この辺、距離が短いプラントが値として大きくなっているという。
0:06:33	参考までに小、
0:06:35	燃料の貯蔵体数でありますとか、制御棒の貯蔵体数を記載してございますが、燃料としての対象としては大体同じぐらいといいますか、制御棒もそれほど大差はないんですけど、いずれにせよこの燃料制御棒の数、
0:06:52	が実効線量の評価との大きな相関はないということで、理由としては、原子炉建屋からの距離の違いによるということでまとめてございます。
0:07:05	皆さんどうしましょう。これでまず一つ目の指摘事項の回答は説明終わりなんですけど、
0:07:16	この資料1だけ先に一通り通してご説明いただいてもいいですか。
0:07:22	はい、じゃあ、続けさせていただきます。右肩、スライド9というスライドです。
0:07:30	前的に送付確保の見通しについて1FKK等の二相細胞踏まえて示すことという指摘事項指摘事項に対するの回答です。
0:07:39	まずハイフン地の進捗に応じて維持すべき発電用原子炉施設が減少することなどに伴い、福島第二の維持管理に係る業務量が減少していき、運転保守等に必要な技術者を財源していくことが見込まれている。
0:07:54	一方で、I措置の進捗に応じて、
0:07:59	I措置に係る業務量は増加していくことが見込まれているが、運転保守等に従事していた技術者を発電所内で配置転換することで、I措置を安全かつ適切に進めるために必要な技術者を確保します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:13	上記の通り、部署が第2発電所全体として技術者をふやすことなく廃止措置を安全かつ適切に進めていく方針でありまして、1Fや柏崎に必要な技術者えや必要な技術者数へ影響を与えないように配慮します。
0:08:30	先般提出しました保安規定変更認可申請書に記載の通り、解体工事準備期間において、
0:08:36	組織の最適化を図るため、I措置に関わる新たな業務を行うグループを設置するとともに、KURの業務を行うグループを統廃合することで、保安管理体制を整備する計画でございます。
0:08:50	この指摘事項7ですね、に対しての回答は以上でございます。はい。続きまして、2010スライド目の指摘事項9への回答です。
0:09:04	事項指摘事項の内容は、放射性気体廃棄物において長半減期のクリプトン85の影響を説明すること、またクリプトン85の資金の測定実績についても説明することです。回答内容です。
0:09:19	福島第二の集配基地等における2012年以降の測定結果では血ガス要素検出されてございません。
0:09:27	原子炉停止後9年の減衰結果を考慮した放射性気体復帰物の構成を表の1に示します。
0:09:35	左下に、
0:09:37	カイダの表の1でございまして、一番下のところにクリプトン85というところが $4.0 \times 10^{-10}$ 乗という数値が載っていますが、それ以外についてはほぼゼロという結果でございます。
0:09:52	その $4 \times 10^{-10}$ 乗というものを、アスタリスクの1ですね、平成2を目標値強化し支援。
0:10:01	もう等にどう保守的に地上放出として評価した結果、
0:10:06	の線量ですが、10のマイナス5乗mSvパーイヤー程度という結果でございまして、これはもしできる数値と考えてございます。
0:10:19	また、クリプトン85は放出量としては算出されるものの吸排気等における濃度では9のマイナス5乗から10のマイナス6乗ベクレルパー立方センチメートル程度でございます。
0:10:33	これは*の3ですが、
0:10:37	年間放出量を、左の数字ですね、これを年間の配置等流量というのは15乗程度、THAIなんですけれど、で終わったものを年間平均内数濃度としており示してるものが10のマイナス5乗から10のマイナス6乗というものでございます。
0:10:54	この数字ですが、測定値支援、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:57	未示されます希ガスの測定下限濃度に掛ける 10 のマイナス 10 乗Bq場合立方センチを大きく下回っており、排気塔において検出されるのではなく、資料として管理できるものはないため無視できると考えてございます。
0:11:17	はい。増クリプトン 85 についての説明は以上でございます。
0:11:23	続きまして、政党政策介護、指摘事項のナンバー10 という 11 スライド目でございます。
0:11:32	まず事故の内容ですが、放射性気体廃棄物の放出量について、要素 1 単一などの短半減期核種核種を評価しているが、現実的な評価の修正を検討することという内容でございます。
0:11:46	イトウです。
0:11:47	解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の放出量は、復水復水器冷却水等の量の減少に伴い、すべての核種について大飯数量減少させることで、原子炉運転中と海水中の放射性物質濃度を変えずに、大飯スパンにすることをしていました。
0:12:06	しかしながら現実的な評価に修正するため、以下の通り多様と対応したいと考えてございます。まず一つ目の矢羽ですが、原子炉停止後 9 年の減衰期間を考慮すると、要素 131 などの核種、具体的にはそのクロムの 51 鉄の 59 コバルト 58Sr89 要請。
0:12:26	被災地ですが、これは無視できるという数字が評価結果になります。
0:12:31	別途予定これらの核種については除外した放出量に変更したいと考えてございます。
0:12:37	以下に変更後の放射性気体廃棄物の放出量及び放出管理目標値を示すということで、左側が変更後の放射性気体廃棄物の放出量でございまして、
0:12:48	先ほど私が述べたアクセスについては、
0:12:53	今回除外するというので、ゼロという評価結果ということで除外したいと考えてございます。
0:13:00	右側の表ですが、
0:13:03	放出管理目標値御社てきた廃棄物の放出管理目標値ですけど、これ $1.4 \times 10^{-9}$ 乗という数字で申請しておるんですが、この数字、それにつきましても、この除外した影響で、小さく小さくなってございまして $1.2 \times 10^{-9}$ 乗という、
0:13:20	数字になってございます。
0:13:23	二つ目の矢羽です。また上記に伴い、廃止措置計画認可申請書本文 10、添付 3 に関連する記載ございまして、これらについても合わせて補正させていただきたいと考えてございます。
0:13:40	具体的なスライドへと変更の中身が 12 スライドから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:48	17 ですね、いうの slides まででございます。
0:13:53	ちょっとだけ説明しますと 12 のところでは、今回の評価条件のちょっと追加した内容書いてまして、赤字ですけど補正右側の補正後と書いてるところの赤字ですが、放射性気体廃棄物中の各構成に核種構成については、
0:14:10	原子炉停止後の減衰を考慮した短半減期核種を除外した核種構成とすることという説明を追記してございます。
0:14:20	メリットを幾つかにも苦労
0:14:23	放出管理目標値が変更になっても先ほど
0:14:27	ご説明した通りでございまして、
0:14:31	まとめておりまして 17、2017 と書いてある数字 slides ですが、
0:14:41	導出い一番下に、平常時における実効線量すいませんその前に 3-2-90 ですね、ヨウ素に起因する実効線量というのもありまして、補正前ってのはそれにあたりが出てたんですけど、今回以下の評価では、
0:14:58	根源を考慮するというのでほぼゼロになるという結果を載せてございます。
0:15:03	それを受けまして 3-2-10 営業日における実効線量ですが、
0:15:07	大きな値は約 2.6 という mSv/ やということで、補正前の 4.3 という数字に対しても小さくなってございます。
0:15:22	はい。要素逸散 1 関係の指摘事項への
0:15:27	回答は以上でございまして、
0:15:29	続きまして、2018 と書いてある slides。
0:15:33	えっとですね、指摘事項の No. としては 11 です。
0:15:38	事項の内容は使用済み燃料の搬出先としての OSL の位置付けを説明することをするというので、
0:15:46	回答内容を読み上げます。10 月 1 日の審査会合においては以下の 2 点を説明いたしました。
0:15:53	I 措置が終了するまでにすべての使用済み燃料再処理事業者へ譲り渡すこと、二つ目としまして、構内に乾式貯蔵する貯蔵施設を設置することにより、技術的に、Co 本体施設周辺設備等解体撤去期間、
0:16:09	第二段階ですけど、これが終了する 2042 年末までに使用済み燃料プールからすべての使用済み燃料搬出できることを、この 2 点を 10 月 1 日の審査会合で説明してございます。
0:16:22	二つ目の四角ですが、現時点で福島第二から RFS への搬出の計画はございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:30	最後の一つですが、直配措置が終了するまでにすべての使用済み燃料を再処理事業者譲り渡す計画でございますが、具体的な搬出先や時期については廃止措置廃止措置を進めていく中で検討していきます。
0:16:47	はい、会計と指摘事項No.11 への回答は以上でございます。
0:16:54	はい。続きまして、No.12 です。机等からの制御棒のスカイシャイン評価関係の指摘事項は続きます。
0:17:07	まだナンバー12 ですが右肩 19 って書いてあるスライドです。指摘事項は、使用済み燃料プール水大規模漏えい時の実効線量についてはプラントと比較して評価結果が厳しい理由として、評価の保守性や使用済み燃料使用済み制御棒の影響等について説明すること。
0:17:27	また、ボロンからはイトウ型と爆ごう淡水型の線源強度の違いを説明すること。
0:17:35	指摘事項でございます。
0:17:39	回答内容を読み上げますと、使用済み燃料プール水大規模漏えい時の実効線量が他プラントと比較していただいて高くなる要因として以下が考えられます。
0:17:50	企業ゴミ燃料の貯蔵体数様々多いということで差 2334 台が 1 号炉で、4 号炉は 2136 回でございます。
0:18:00	次に使用済み燃料プールから、同協会までの距離が短いということで、指定規模が 400 メートルで 3 号炉は 630 メートル。
0:18:10	というのが、この福島第二の辺りです。
0:18:13	あと使用済み制御棒による寄与が大きいということで、これも
0:18:18	何だ何とかヒアリングで説明してますが、1 号炉倍使用済み燃料、
0:18:23	含めた合計。
0:18:25	約 42mSvかわいらしい約 30mSv/hという表の
0:18:31	割合が大きくなってございます。
0:18:34	続きましての説明しますが、使用済み制御棒による企業として、
0:18:41	燃料重宝位置より高い位置、無施錠ハンガーと呼んでますが、ここで重宝されている使用部分に制御棒によるものが大きく、
0:18:50	主な要因としては以下が考えられます。
0:18:53	一つ目の矢羽ですが遮へい効果が小さい。
0:18:56	と使用済み燃料で条項上に発行される線を用済み原料材料により策定されることから、移行線量に寄与するのは、上端部、
0:19:08	の制御線源に限られますが、曜日制御棒では、射性効果が小さく、また側面からの放出分も、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:17	実効線量に寄与します。
0:19:20	二つ目ですが、 $\gamma$ 線のエネルギーが高い、Ricou線量評価上支配的な核種は使用済み制御棒をはコバルト 60、
0:19:30	$\gamma$ 線エネルギーが 1.17MeVと 1.33MeV。
0:19:34	に対して使用済み燃料はバリウム 137mというのがあるんですけど、これはもう専用エネルギー、0 コンマ 66 名という違いがございます。
0:19:45	三つ目の矢羽ですが、エンジンから使用済み燃料プール開口部を見たり、立体角が大きい。
0:19:52	立体化が大きいと、開口部を通過する $\gamma$ 線の割合が大きくなるとともに、空気中での散乱格好小さくなることで変更に届きやすく、敷地境界での実効線量日、
0:20:05	と書いてございます。
0:20:07	はい。続きまして 20 スライド目にまず説明続きますが、
0:20:11	なお、使用済み制御棒の
0:20:14	線源強度の設定にあたっては、
0:20:17	全原協度が保守的となるよう以下の考慮を行ってございます。
0:20:21	四つ目の矢羽ですが、中性子照射量の少ない使用済み制御棒の過誤に対しても、上部と同様の中性子照射量を仮定し、
0:20:32	制御棒全体が均一に放射化されたものとして線源強度を評価していただきます。
0:20:39	一つ目ですが、中性子照射量としてすべての使用済み制御棒で実績照射量を包絡する値を設定してございます。
0:20:47	後にはそれが 1.5 とか 5.5 とか、そういう訂正netそういうのが多様性を用いているということです。
0:20:53	この実効線量に与える影響は概算ですが、2 割程度。
0:20:59	使用済み燃料からの寄与を含めた実効線量に対して 2 割程度。
0:21:05	保守的に評価してるということになります。
0:21:10	最後、
0:21:11	はい。20 する真ん中で表が書いてまして、使用済み制御棒ボロン型と箱にまたと 2 種類ありますが、この遷移線源強度の設定条件を以下に記すということで、と一体当たりの本数、
0:21:27	で示してございまして、
0:21:30	1 号炉 2 号炉ですと、
0:21:34	ボロンの方が $2.2 \times 10^{-14}$ 。
0:21:38	ハプニングの方が $4.6 \times 10^{-14}$ 条。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:42	3号炉の
0:21:46	ボロンが一気に下の図 2.6×10-14 条で確認の方が4点御説明の順序を行い照射条件 1.5 イソダのNbとか5点、SRPとか制御棒の照射条件を書いてございます。
0:22:02	はい、以上が同ナンバー12への回答でございます。続きましてナンバー13への回答です。
0:22:09	原子炉建屋の遮へい効果を考慮しない場合の実効線量の評価結果を廃止措置計画申請書に追記すること。
0:22:17	ということで追記する案を
0:22:20	土地ではしてございます。法制右側に補正後と書いてあるところの赤色で書いてるところでございます。
0:22:30	について結論の内容を読み上げますが、また、スカイシャイン線に対する遮へい効果を確認するため、
0:22:37	原子炉建屋の燃料取替床以上の部分の遮へい効果を考慮せず評価した場合は約140mSv/hである。
0:22:48	という一文を追記してございます。
0:22:52	22-23 スライド目、先ほど1号炉のものでして、
0:22:58	2223 スライド目は2号炉3号炉4号炉の絵と同様の、我々の考えている追記案というものを記載してございます。
0:23:09	数字が違いますが、もう一つとしては同じでございますので、それを使います。
0:23:16	はい。続きまして、指摘事項ナンバー14億って言い方24と書いてあるスライドです。
0:23:23	使用済み燃料プール水大規模漏えい時の実効線量評価において寄与が大きい、制御棒の移動や搬出等の工作を示すことということで、
0:23:35	回答ですが、使用済み燃料プール水大規模漏えい時の実効線量評価において寄与が大きいのは、プロ内で、
0:23:44	先ほどもありましたような制御棒反応関係というのは、燃料貯蔵位置より高い位置で貯蔵されている使用済み制御棒でございます。
0:23:52	この使用済み制御棒を燃料プール内の
0:23:56	燃料貯蔵位置と同様の高さにある制御棒ラックに移動すること、また、サイトバンカに搬出することによって、既存の燃料プール水大規模漏えい時の実効線量の評価結果を低減することは可能でございます。
0:24:11	下に表がありまして、NEAと上の表が使用済み制御棒の貯蔵体数ということで、1F1号機から4号機までハンガーにぶら下がっている制御棒の体数を書いてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:25	下の表は空き容量ということで、ハンガーではない
0:24:31	もうちょっと下の下の1点ですが、燃料と同じ、同じ位置にあります営業ラックの空き容量をTable1号から4号まで書いてございます。
0:24:42	一番右側にサイトバンカ内の貯蔵ラックの空き容量を書いてございます。
0:24:49	文章に戻りますが、表に示す通り、各号炉の制御棒ラック等サイトバンカには来両建容量がございませう。
0:25:01	例えば今実効性の評価経過が大きい。
0:25:04	1号炉では100体が正常
0:25:08	PARにプールされてますが、これらについてサイトバンカなり
0:25:15	1号炉内の制御棒ラックに
0:25:19	移動するということは、状況としては可能でございませう。
0:25:24	一番下の行ですが、具体的な移動回数の計画につきましては、解析評価による移動搬出の有効性などを踏まえて、
0:25:34	SFP内の新燃料を使用済み燃料に関わる作業と合わせて、廃止措置工程の中で検討していきたいと考えてございませう。また検討して発電所のリスク低減を図る。
0:25:46	イトウ考えてございませう。
0:25:48	No.事業の回答としては以上です。
0:25:51	はい。次で最後です。右肩25スライド目、イトウ指摘事項No.15ですが、
0:26:00	使用済み制御棒保管中の上部に燃料プールの遮へい機能を維持すべき期間について、MDEPへの説明について、次に示すことということで、
0:26:15	何しようがありまして性能維持施設の
0:26:18	IA等、
0:26:21	についての記載でございませうものには通り機能性の特に維持期間とかを書いてるんですけど、今のところ補正前真ん中あたりに書いてるのが現在申請させてさしていただいている内容でして、維持期間としては、使用済み燃料の搬出が完了するまで、
0:26:39	要するに燃料プールの放射性遮へい機能であつたり、使用済み燃料プール水を監視する設備、照明のプール水の漏えいを監視する設備。
0:26:49	の水位及び漏えいの監視機能については、の搬出を完了するまでは維持期間としてたんですけれど、制御棒の既往がもの。
0:26:59	幾つもあるだろうということで、1時間のところに
0:27:03	及び使用済み制御棒というものを文言を追加しているというのが何か書いてある補正後というところの内容でございませう。
0:27:16	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:19	以上で資料 1 についての説明を終わります。
0:27:24	ありがとうございました。
0:27:36	まずは 5 ページ目ですか。これありがとうございます。保証記載をして追記いただいて、
0:27:47	低レベルの規制庁の右側ですけれども、低レベルの放射性廃棄物というのは基本的に格納容器のコンクリからということになるんですかねこの場合は、
0:28:01	東電の大塚ですけれども 1 から L3 までいるすべての足し算の辺りなんで、コンクリート以外のものも含まれます。
0:28:11	来細いものですが、金属、
0:28:15	これはあくまでも MARK II と Mark II 改で、直径が 3 メーターぐらい違いますので、今これとか高さ、高さ一緒か。
0:28:27	これに起因するところがこの 2000 トン。
0:28:31	のところの数字に見えてきていると、そういう理解でよろしいですかね。
0:28:39	東京電力宮沢で正當ご認識の通りだと理解しております。
0:30:18	No. なんですけれども、No. 7 のところはこれ技術者としては、
0:30:30	短期的に見ると、
0:30:33	減っていくことがこれ一つ目のポチで、
0:30:37	書いてあるかと思ってるんですが、
0:30:49	二つ目のところで、
0:30:55	維持管理に関する技術者等を二つ目の廃止措置の技術者と、これトータルしてみたときには、
0:31:07	どういう考え方になるんでしょうか。現状維持みたいな形でいえるんでしょうか。
0:31:15	はい、東電の大塚です。
0:31:18	一つ目のポツの二つ目のことも人の数でヤマザワの仕事、仕事の量というか、業務量で説明してございまして、
0:31:27	維持管理設備の維持が減っていくことで、本件保守等に必要な技術者ってのは大幅に減るんじゃなくて漸減と書いてますけれども、そう考えてございましてというのが一つ目の四角でして、二つ目の四角は、
0:31:42	一方で廃止措置に、
0:31:45	しても新しい新業務というものが出てくるので、
0:31:50	プリニーをする人ー社というのとも必要となってくるということで、トータルすると、トントンといますか、ちょっと目で
0:32:03	業務量に対して新しい業務量がさせ、同程度ぐらいで、今のいろいろ技術者の数で対応できるというようなことを書いてる事例でございまして。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:15	規制庁幹也です。そういう意味ではトータルすると、現状維持っていう、
0:32:20	そこは一応いえるんですかね。
0:32:33	東電の大塚ですけれど、
0:32:37	別途申請してますけれど保安規定でほんとにの数ってのは減らすっていうことをしてまして、その後は確実にいけると考えてございますので、先ほども説明した通り
0:32:52	L分と増える部分もあって、そこについて、同程度といいますか三つ目に書いてますように、EGFとか柏崎に影響を与えるような大きな変化はないっていう、そう見込んでございます。
0:33:11	そうですね。三つ目でふやすことがなくっていうことは減らすこともない。
0:33:16	ということではないですよ。
0:33:23	必要な人員を確保するっていうのはわかるんですけども、全体的にはどう、どうなんだって言われたときに、ここではちょっと何も述べてないのかなと思ったんですけども。
0:33:44	東電の大塚です。
0:33:48	そうですね要員の数については今後見厳密な数となりますと今後ちょっと見極めさせていただきたいということのそういう回答になるんですけど。
0:34:02	基本的な考え方としては当面ふやすことも、減らすこともないっていうことは言え部分ですか。そういったところで明記できるんでしょうか。
0:34:27	東電の大塚です。
0:34:30	そうですね。あとちょっと繰り返しになっちゃうかもしれませんが人数がどれくらい厳密にって言われると、きちんと回答できないんですけど廃止措置を安全、
0:34:42	かつ適切に進めていくために必要な要員ってのは確保していきますというのが回答でございます。
0:34:50	わかりました。
0:35:00	規制庁使えんですが、私もちょっと同じところでTになってしまうんですけど、その技術者数をふやすことなくっていうと、Peru減るということを方針として言うように受け取ってしまってますね。
0:35:16	そういうのを、そういうCでないっていうのが今のご説明を聞いてわかったんですが。
0:35:24	書きぶりであるかもしれませんが、
0:35:28	ご検討。
0:35:30	いただけますかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:45	の方でのお疲れですが、現状の記載の技術者数をふやすことなくっていうのが、減らすことはあるように読めるし、
0:35:56	先ほど私が説明した通り購買装置のような冷凍機を4億ヶ国していくっていう、そういうとこでやるなら修正、路面修正したらどうですかというコメントと理解しましたのでちょっと検討させてください。
0:36:12	はい。はい。以上です。
0:36:15	なんですけど、そもそもこのVr1とかKKを踏まえてその全体リソースを
0:36:25	社長として、
0:36:27	どうするというのは、どこか大きな場で決まる話ではないんですか。
0:36:49	東電の大塚ですけど、ちょっと僕がご質問の趣旨を確認する等、当然その福島第二の要因を考えるとときに福島第一であったり柏崎共用についても、何ていうんですかね。
0:37:05	I的といいますか、必要な要員数が確保できるようっていうのが考えはするんですけど、それこそ
0:37:12	ですかね。規制庁つかない。
0:37:20	項目の話とかもあってですね。
0:37:22	本社全体で総観場に関して、
0:37:27	どういうリソースの配分も含めて、その検討するようなことが宿題になっていて、
0:37:34	カードがちょっとわからないんですが、それも踏まえて、福島第二はその中でどういう、
0:37:41	どこに置かれているかとかですね、その全体的な話っていうのは何か御説明いただけるような内容っていうのはあるんですか。
0:37:53	東電の大塚です。
0:37:57	7項目の中にはよう意味してみたいなもんでますから議論っていうのはあまり行われてないようでございます。資金を確保するだとかそういった
0:38:13	表現というか議論はあるんですけど、他の項目関連ということでいいますと、当社としては安全最優先ということで、
0:38:25	やっていくというのはお約束してるところでございます、繰り返しになりますが、安全最優先でございますので福島第二につきましても、その廃止措置が安全にできるようにということで、当然必要な要員は確保していくという、そういった説明になるかと思えます。
0:38:44	1兆円使うですわかりました。
0:39:06	No.9については、先行炉、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:11	それは実際評価してプラントってのは見ていただけましたでしょうかね。規制庁の三木ですけども。
0:39:21	東電の大塚です。確認してございます。関西電力プラントで一応こういう評価をしてる例が確定してます。
0:39:32	一定今回無視できるっていうところで、
0:39:38	やるということですね。
0:39:48	規制庁使えるっていう点だけ確認なんですけど、このクリプトン 85 というのは、具体的に今どこにあるものを想定しされてることになるんでしょうか。
0:40:06	東京電力の奈良の秘密PETこちらの評価はですね、
0:40:12	もう 1 個、一般コースでも、※2 ということに書いてますけれども、
0:40:17	発電用原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価の本当にK計算してますので、こちらについては、SKパラの実装の一本で出しているんで、
0:40:33	そこからのPOSっていうのをつけとしてはそつFAROフィリピン。
0:40:41	はい、規制庁使うです。スポーツ系はそれでわかるんですが、具体的にその今比べ、
0:40:49	系統として、
0:40:52	どこにこの包有物がたまっているという想定になるんでしょうか。
0:41:03	東電の大塚ですけど、
0:41:08	なんすかねクリプトンこの左の表の地方位置のこういう核種を
0:41:15	考慮して評価しなさいというのは線量目標値指針とかに定められている内容でして、そもそも発電所のどこかにクリプトンとかキセノンがあるっていうのとはまたちょっと別の話で言いますか。
0:41:30	最初のポツでも答えてますけれど我々福島第二ではクリプトン 85 に限らず切り出す要素ってのは小さいって 1 人でございませんで、どこかにどこにあるかっていうと多分どこにもないんじゃないのかなというのは考えているところでございます。以上です。
0:41:48	はい。
0:41:51	説明がわかりましたんで、
0:41:56	評価指針のその前提をZ建物で使っているのかっていう、そこに尽きると思うんですけど。
0:42:05	物理的にはあまりどこかに系統でたまるような、
0:42:10	ものではないという認識でよろしいんですか。
0:42:18	そのように考えてございます。ちょっとどういう前提を持ってくるのか難しいので運転中のものをそのまま持ってきて、9 年間減衰させて評価したというのが

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	今回の評価で、どちらかというと保守的な評価をしてるんじゃないのかなって考えてございます。
0:42:36	以上です。
0:42:48	じゃあ、鈴木には 11 ページ目ですかね。
0:42:59	11 ページ目は具体的にはもう半減期を考慮して計算し直しますということで、
0:43:06	それをお示しいただいた。
0:43:16	数ヶ月オーダーのものはもう大体半減期を考慮して、
0:43:20	違う数字が 2ヶ月ぐらいだったらもう 2、3ヶ月のすべて、
0:43:25	ゼロにしてそれ以上がイヤーレベルが基本的には評価される。
0:43:40	おっしゃる通りですね 11 スライド目の一番右下に描いてもすぐコバルト 58 上げ期 70 日ですけど、これは短い半減期の核種については、除外した放出量という方法に変更したいと考えてございます。
0:43:58	以上です。
0:44:17	規制庁使われてるだけ確認なんですけど、基本、基本的な評価指針、
0:44:24	各所、そのまま持ってきた形で、
0:44:27	半減期を今回考えましたということなんですけど、
0:44:31	仮に
0:44:35	評価指針の各周囲からのものが、
0:44:39	考えなきゃいけないような核種が、
0:44:43	あるかどうかっていうのは、
0:44:47	教えていただけますでしょうか。
0:44:57	当然大塚ですけど、おんないってというのが回答になると思います。指針に書かれてるのはその運転中に発生する発生しても、
0:45:12	評価すべきということのすべきという核種でございまして外浜の運転停止以降、そういった核種が gage 減少することはありますけれども、新たに発生するということは、メカニズムといいますか、的にもないのかなと考えてございまして、
0:45:29	新たなものってのは不要と考えてございます。
0:45:35	はい、規制庁です。
0:45:38	だから線量抑えてるべき核種は、
0:45:41	当然入ってますということですね、わかりました。
0:46:42	18 ページ目の RFS の話はよろしいですかね。
0:46:49	大規模つう大規模漏えい 19 ページ、ページです。
0:47:29	大手の大塚ですけど、皆さんよろしいでしょうか。はい。特にまだコメントしてないんですけど、あります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:37	こちらの回析の担当者というのが今規制庁さんのヒアリング別ヒアリング出てまだ戻ってきてございません。19、21-19。
0:47:50	20よりさっき先に求めたコメントナンバーで言うと12、13ですね、より先に1045辺りを議論していただけるとありがたいんですけど、よろしいですか。
0:48:03	14日から先ほどですね。
0:48:07	よろしくお願いします。24ページ。
0:48:27	具体的に空きがありますと、今後、
0:48:32	廃止工程の中で検討して、最終的には、逆に言うとこれは、
0:48:39	規制庁の幹也ですけれども、申請書にホースプロセスでは記載の制御棒の
0:48:48	間にかけている本数というのは記載してませんので、運用の中で必要に応じてサイトバンクに
0:48:58	持ってきますと、
0:49:01	いうことになるんですかね。
0:49:13	東電の大塚ですけれども、共同中の制御棒の数解析条件のところでは傾向、申請書にも対応してるんですけども、そこではその話ではなくて、回答させていただいてなかったもんですから、
0:49:32	もしサイトからお願いします。
0:49:34	席も必要と。
0:49:37	結果的にはその線量が敷地境界の線量下がるはずですので、
0:49:43	廃止措置計画はその時点で直しに行くと、そういう理解でよろしいですかね。
0:49:52	当然大塚ですけれど計装、私今手元に申請書あるんですけど
0:49:58	%TEMPロックPOの解析所条件のところに
0:50:04	制御棒の退出貯蔵対数で記載してございます。
0:50:08	直すよねこれ、これを変え変える。
0:50:13	原稿跨って言われるところをちょっとご覧いただきたいんですけどいわゆる本文添付6地方だけの話でございまして、
0:50:29	分野なんかの記載には影響はないのかなと考えてございますし、値も小さくならうといえますか。
0:50:39	規制庁の三木です。私が気にしているのはやっぱり40、
0:50:43	2マイクロでしたっけ、敷地境界が今後、すぐ減らすことができるのであればそういった減らした敷地境界の数字というのはどっかに、
0:50:55	どっかに記された方がいいなと、このたんですけど今の計画だと今後の工程の中で見直すっていう時に、
0:51:03	実際に見直しがなされたことがどっかに表に出るのかなと考えただけなんですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:10	今のところ本文マターでもないから変更かけないとすると、
0:51:16	実際にサイトバンカに持って、
0:51:19	小さくはなってるけれども、
0:51:22	なかなか敷地境界の数字というのは表に出ている数字ではなくなってしまうんでしょうか。
0:51:27	東電の大塚ですけれど。そうですね。でも生協法を動かすっていうのもそれなりの作業といいますか。ですから、
0:51:40	シリーズという格好するご活用なものではなくて、そうですねもその結果を規制庁様に報告を報告する機会があるかっていうとちょっと考えますこれはちょっと私も資料中には書いてないんですけど福島第二
0:52:01	震災後、ずっとしばらくグラウンド手足をずっととらんと停止しておるんですけど、そのを置いた制御棒の移動とかは一切やってございませんで、原子炉建屋内の
0:52:17	やりますからサイトバンカから何かこれらを動かすための訓練とか、そういうものなんですけれども、
0:52:24	そういったものの点検から、
0:52:28	ICして、
0:52:32	開始しないと実際に搬出は移動できないっていうのが現状でございまして、ここでも慎重にカバーしていただいたんですけど、今後廃止措置健康でいろいろやることあるんですけど、そういう中で優先順位つけながら、
0:52:47	これも内容についても検討したいという甘えてございます。
0:53:03	設置の右側ですけれども、これは前にも
0:53:08	会合の中で、しっかり使用済み燃料プールって号機間で買ってどんどん移動しちゃつと、他の冷却告示なんかの方に影響を与えるっていうのは、まさに今この話も、
0:53:19	それに関連する話になってくるのかな、号機間の話はちょっとないんですけど。
0:53:25	そういったところで、
0:53:27	この廃止措置に限らずに影響する話なので、
0:53:33	何かここで宣言できることは宣言していただいたほうがいいんじゃないかなと思ってはいるんですけども、いかがですかね。
0:53:58	東電の大塚ですけれど、
0:54:03	仮に冷却系独自要望が出たプラント等につきましては、その条件が変わってないっていうか買い替えちゃいけないんだと思うんですけどそういうところは大事だと思いますが、またおそらく福島第二はそういう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:19	対象にはならないと思いますし、そうですねこれも
0:54:26	もう作業の展開ということはない結果とかを報告するのはやぶさかではないんですけれども、法令的な位置付けとございますか。
0:54:38	添付 6 通報の中身が若干変わるといいますか、しかも防結果を緩和する方向に変わるする場合に、
0:54:49	更新申請手続きみたいなことはちょっと
0:54:59	そうですね。
0:55:05	いいやり方が今ちょっと思いつかないんですけれども頑張ってやるというわけではないんですけれど。
0:55:12	こういった変更認可を経てやると言われると、
0:55:17	我々としてもこうなんですかね。いいことやろうと、やはり子育てリーカーのリスクを低減することをやろうとしてるわけで、
0:55:25	その都度、認可というのもどうなのかと考えます。
0:55:35	わかりました。
0:55:41	すいません規制庁使うADSが 1 点だけ、
0:55:46	生協法の抜粋される計画ということなんですが、
0:55:50	具体的にそのいつまでにやるっていうのの第一段階第二段階とかですね。
0:55:58	そういうようなものは検討されてるのでしょうか。
0:56:08	はい。ただ東電の大塚ですけれど、制御棒の用搬出については今後検討していくというのが、一番下の行に書いてますけど、これが現実、現状といえますか。
0:56:22	廃止措置工程の中で検討していき行くつもりでございます。
0:56:28	はい。規制庁掴めです。それで本当の見通しが立てられないものと、
0:56:35	どれサノ中の作業スケジュールの検討で、
0:56:38	見通しが立てられるもの、両方あると思うんですが、事業の日取りについては、先ほどのしばらく動かしていないのでという話もあったんですが、当然さんの中で比較的工程を組みやすい。
0:56:56	作業かなと思うんですが、
0:56:59	具体的に
0:57:01	開発計画認可されたらすぐそういう検討に入るのかそれともまだ将来のこととして考えているのかというと、どちらなのでしょう。
0:57:16	東電の大塚です。そういう意味ではやるという意味ですかね。ないわけじゃございませんでそんな将来のこととしてとらえてませんで
0:57:28	やはり措置認可いただいたら

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:32	早い時期に実施したいと私なんかもうちょっと今まだ個人的な意見もいい機会ですけど
0:57:40	この出席のことだと社内でもとらえてございませんで、
0:57:45	今回こういった評価をしてみて我々も制御棒の中が大きいってのは改めてと いうか、認識したことを答えるんでこういった
0:57:57	かなり極端な条件の評価方法が五つありリスクが高いと言えどもやっぱそういう ことですので、リスク低減ということで、思ったの作業との優先度を
0:58:09	考えなきやいけないんですけど、
0:58:14	あとは繰り返し言ってますそんなに先のことととらえてませんので早めに実施 したいと考えてございます。以上です。
0:58:22	はい。接続開催わかりましたと、その設置選挙量の低減効果というのは、
0:58:32	席を無駄に入れたような場合、
0:58:35	どれぐらいになるという、何か見積もりみたいなものもあるんでしょうか。
0:58:48	そういった評価も今後実施していく様子か、何ていうんですかね。照射量の 大きい制御棒を先に移したほうが多分有効でしょうし、後ずっとですね、特に1 号機のを先に行ってきたほうがいいとか、
0:59:04	そういったどういうことを今やる過程の中でどういうことをやれば有効な のかっていうのも評価をまずして、それから検討していきたいと考えてございます。
0:59:16	以上です。
0:59:19	はい。
0:59:34	規制庁は、あとはどうぞよろしくお願いします。
0:59:41	コメント回答の
0:59:44	12とか13等でももちろんそれが言いたかったんですけど今本当のものが来 まして1023についてもご質問いただいて、5です。よろしくお願いします。
1:00:40	あ、規制庁使うですけど、パワーポイントの20ページ目のところで、
1:00:47	照射量の
1:00:48	これを包絡する値を設定しているという。
1:00:52	矢羽で概算で2割程度というのが書かれているんですが、
1:00:57	これは全体に対してCという意味は、大規模であれば、
1:01:02	42マイクロの
1:01:06	に対して2割、
1:01:08	ぐらいそれが効いてますという意味でしょうか。
1:01:14	あそこで今までそうおっしゃる通りでございます。
1:01:25	A施設を使う上でですね、
1:01:28	全体に対して出されてるって何か意味があるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:34	他の
1:01:37	制御棒だけの線量でどれくらい来ますという説明の仕方もあると思うんですが、
1:01:43	全体的にあるんですけどいってれば、何か意図があつてですか。
1:01:49	刀禰今井でございます。今もちろんおっしゃいましたように制御棒全体のみに対して7割って言う言い方が当然できると思います。ここで全体の線量に対してどのくらい影響があるかっていうことが多分大事な話というふうに解釈いたしまして、ちょっと全体として2割という書き方をさせていただいております。
1:02:08	以上でございます。
1:02:12	はい、規制庁の葛澤です。
1:02:14	わかりました。
1:02:24	規制庁藤森ですけど、今の概算2割程度減るとするのは、上の二つの矢羽、
1:02:34	両方
1:02:36	K提供して、2割ということで、この下の矢羽だけにこれ引っ張ってきや11矢印ではなくて、
1:02:44	両方の矢羽合わせてつちゅうことでいいんでしたっけ。
1:02:49	これで2枚でございます。えーとですね、決算自体は下が矢羽大きい日やっておりますけれども全体の企業といたしましては、下の矢羽の方が大部分聞いておりますので、そういった意味では上の方も含めてって言い方できるかと思っております。言ってもここで書いていることに大きな変化はないと思って考えております。
1:03:10	基本的には旅行の矢羽を考えたものとして考えておりますけれども、ここでは基本的には下の方が矢羽の方が実績が大部分の来を占めているというふうに考えてございます。以上でございます。
1:03:25	はい。
1:03:26	あと
1:03:28	その下の線源強度のところの設計、設計条件の表の
1:03:34	数値があるんですけど、の
1:03:38	このボロンカード型とは分離の中で、SNVTが大分違うのはなんで違うんですか。
1:03:46	東電今井でございます。こちらの方ですね実際に
1:03:52	特に上の方が長いことBoelterボロンカバー基本的には修正しているとだんだん減ってきますけれども、確認はボロンカバー井戸に比べると、
1:04:02	比較的長くの照射量聞くので、そういった比較的中性子照射の高いところにあった国も使ったような使い分けをしているということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:11	以上でございます。
1:04:18	その取りかえと、
1:04:20	秘めてる期間とかは一緒なんですか。
1:04:25	TOTOの今井でございます。トイレ的活動一概にっていうものはありませんけれども、基本的にハプニングのほうがいい。
1:04:35	一致できない場合にですね、すいませんけど確認のほうが比較的自治体の方から説明が長くなる傾向にあるというふうに考えております。
1:04:47	大まかに言うと、大体ボロンかバイトが大体1年ぐらいで、
1:04:53	各任務が大体3年とか4年とかそのぐらいの大まかな期間の違いがあるということでございます。
1:05:04	そうするとその線量評価の結果という意味では、
1:05:09	パフNUMOがほとんど
1:05:11	ちゅうことなんですか。
1:05:23	Hzを当然今井でございます。ここで言うところの例えばボロンカイダとハプニングだと一体あたりだと大体倍半分ぐらいの違いがございますけれども、それに対数をかけて、実際には冷却系なども絡んでますけども、
1:05:42	点検結果としては同じ程度になるというような結果になります。
1:05:49	以上でございます。
1:06:22	よろしい。
1:06:42	規制庁みたいです。それでは資料1は、これで終わりたいと思いますが、
1:06:48	残りは資料2-1でしょうか。
1:06:55	ちょっと東電大塚です。それでは資料を2-1から2-2-3について説明いたします。
1:07:06	はい。まずは資料2-1です。ちょっと資料2を性能維持施設に関するものでございまして、
1:07:15	本部に言うと667ナイトウ添付の6についてまず最初に書いてございます言うとう性能維持施設ですが載せられる1スライド目です。最初に書いてあるところはちょっと割愛します。
1:07:31	性能維持施設を1ポツですね、性能維持スポーツ性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方ということで、具体的な性能維持施設っていうのは右肩4っていうスライド以降に具体的に記載してございます。
1:07:46	本申請書の第6-1表、
1:07:49	登録数の人数、
1:07:52	文章に書いているものをそのまま記載している部分ものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:56	この性能維持施設を変更する場合は廃止措置の進捗状況、当時、青字であります、これはその都度変更認可を受けることといたします。
1:08:07	性能維持施設の施設管理ですが、これに必要な期間 11、必要な機能性能を維持できるように、本規制に施設管理計画を定めてして適切に施設管理を実施いたします。
1:08:20	なお、もう気づきを与えさせていただきます。
1:08:27	続きましては右肩について書いてあるスライドです。
1:08:31	真ん中より下ほどに第 6-1 表及び 6-2 表の記載の考え方というのを記載例とともに示してございまして、
1:08:41	まず第 6-1 表には、今回この概要資料には 1 号炉に附帯する施設及び設置設備を代表に記載してございます。25234 号も若干違いますよと大体同様ということで、
1:08:58	第 6-2 表につきましては、1 号炉と 2 号炉共用のものでございますとか、1 から 4 号機まで共用している施設設備を第 6-2 表に記載してございます。
1:09:11	二つ目の矢羽ですが、位置構造及び設備
1:09:16	には、設備の名称、維持台数その他に必要な仕様等を示してございまして、性能維持施設を設置許可等を受けて設計製作されたものでこれを引き続き使用するため、ここについては許認可通りという。
1:09:33	記載をしてございます。
1:09:35	局長認可に具体的な記載がない場合について、
1:09:39	既許認可に具体的に記載がない設備を設備の仕様等を機材記載してございます。
1:09:46	性能につきましては、発電用及び実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則などを参考に記載してございます。
1:09:59	3 スライド目が性能維持施設の
1:10:02	堰堤についてということでしてこれ廃止措置。
1:10:06	やはり措置対象施設の選定のところでも同じフローを説明したんですけど、まだ設置許可記載の設備がどうかというところで分けると、
1:10:17	それが今の規制ない場合は事業者が自主的に維持また解体するということですが、①に当たるのか。
1:10:25	廃止措置期間中も維持すべき性能や 8 機能及び性能維持すべき施設かということで二つ目の財山ですけれど、これが Yes ものが性能維持施設になって N O のものが
1:10:41	No.2 ということで事業者が自主的に
1:10:47	現地に対する見、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:50	先ほどですかね、あいます。
1:10:55	ワンスルーで4スライド目から具体的な政令時節柄を記載してございます。
1:11:03	LOCAGは時々ございます。例えばもうスライド名の性能のところ、
1:11:11	赤字で見え消しをしてございます。このところは先行他社さんの審査会合などの状況を確認しまして、何か見えてしまう前の部分を
1:11:28	我々が廃止措置計画で申請してる内容なんですけれど、秋田の先行他社さんの状況を見て、すでにこういうふうに行先対策で書いてるところにつきましては、赤字で主筋修正を明記してございます。
1:11:45	もう一つ、6スライド目ですね、
1:11:50	の維持期間のところにも赤字が打ってまして、ここは先ほど説明しました使用済み燃料の搬出が完了するまでではなく、使用済み燃料プール関係の記載ですけれど、ちょうど未燃料、
1:12:04	の搬出が完了するものじゃなくて、及び制御使用済み制御棒の搬出が完了するまでという記載を追記するのでは確保してございます。
1:12:14	その他の赤のところは全厚さんの状況を見て、
1:12:21	やっぱりたものでございます。
1:12:28	町の主体的なためと説明を割愛させていただきます。
1:12:35	JA等、その
1:12:38	性能維持施設の補足説明資料資料2ということで、こっちの分厚い資料がございましてこれちょっと後程説明させていただきます。
1:12:47	ちょっとこの資料2-1を先にいかしていただきまして23スライド目から本文12でありますとか添付書類9関係の記載があります。
1:13:01	配当品質マネジメントシステムに関するものでございます。
1:13:06	につきましては審査基準と照らし合わせて法令の相槌計画認可申請書でPARの資質の品質マネジメントシステムを確立するでありますとか、マネージャーについても計画を定めるとか、そういった実施方針を書いてございます。
1:13:22	23スライド目が本文12でございまして、24から2425スライド目が、添付の9というところで、品質マネジメントシステムとか経営者の責任とか、そういったことについて記載してる内容でございます。
1:13:41	これにつきましても資料2と3-2-3ということで、補足説明資料を準備してございます。
1:13:50	後等、これまでの
1:13:53	ですよね。入れるところであまりここについてはす。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:59	詳しい説明というのは審査会合等でも不要と聞いてますので今日のところは資料 2-3 をちょっとこうした資料を準備していることの紹介だけにとどめたいと思って考えてます。
1:14:11	添付資料 2-1 の 26 スライド目ですが、添付書類 8 についてまとめているものでして、実施体制に関する説明書ということで、まず廃止措置の実施体制ということで、
1:14:24	本規程に保安管理体制を定めるでありますとか、
1:14:29	重要な事項を審議するために委員会を設置するところ、そういったことを書いてございます。
1:14:35	また 2 ポツ目で廃止措置に係る経験ということですが、運転経験が
1:14:41	豊富にあるというものを書いてます。
1:14:43	廃止措置の意思に当たる組織をこれらの経験を有するもので、
1:14:48	構成市イトウ町締結に実施すると規定はしてございます。3 ポツでは、有資格者や技術者の数と有資格者の数を記載してございます。
1:14:58	4 ポツでは技術者に対する教育訓練、別の保安規定に基づいて対象者教育内容教育時間等について保安教育実施計画を立ててそれに従って実施すると記載してございます。
1:15:12	以上は資料 2-1 の内容でございまして、続きまして資料補足説明資料、資料 2-2 を説明させていただきたいと考えてます。
1:15:26	はい、どうぞ。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。
1:15:32	はい。東京電力宮沢と申します。そうしましたら、資料 2-2、福島第二原子力発電所 1 号 2 号 3 号及び 4 号炉性能維持施設についてという補足説明資料について説明をさせていただきます。
1:15:48	構成としましては、目次に記載されております通り、はじめにというところ、また
1:15:56	性能維持施設の選定に関する考え方と、性能に関する考え方、
1:16:01	走時 4 ポツとして線量率についてということで、閉合ポツで、運転中との機能及び性能の比較。
1:16:09	それ以外につきましては
1:16:12	別紙ということでまとめさせていただいております。
1:16:17	こちらの内容につきましては先行電力さんで審査いただいている内容も踏まえまして資料を作成しております。大きくは二つございまして、
1:16:28	先般島根さんですか伊方さん申請されました実用炉規則改正に伴いまして性能維持施設の性能等の記載に関して変更認可申請されて補足説明資料提出されていると思いますので、そちらの記載も確認させていただいておりますし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:46	また前グツQST実用炉規則に基づきまして維持管理対象設備に関する選定について審査を受けてらっしゃるときに提出されておりましたっけ。
1:16:59	そちらの2点をどちらも参照いたしまして、合体して今回の資料を作成しております。
1:17:13	では内容を説明させていただきます1ポツ目は先ほどご説明させていただいた通りの記載になっております。2ポツのまず選定に関する考え方です。こちらは原子炉設置許可または原子炉変更設置許可EDGの変更許可を受けました。発電を原子炉は排除する計画に基づきI措置を行いたいと
1:17:33	終了した結果が、原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、委員会の確認を受け、設置から効力を受ける失うこととなりますのでこのためA6000法により設置許可を受けた発電用原子炉施設を、
1:17:49	廃止措置計画認可申請書本文4号、廃止措置対象施設及びその敷地においてISOL対象としております。
1:17:58	廃止措置対象施設のうち、I措置期間中に性能維持すべき発電用原子炉施設を性能維持施設とします。具体的な考え方につきましては、審査基準に詳細に記載されておりますのでこちらに基づいて選定を行っております。
1:18:14	3ポツは宣伝を維持施設の性能に関する考え方についてです。
1:18:19	こちらにつきましても審査基準に基づき記載を行っており、
1:18:25	具体的な記載箇所としましては2ページで抜粋しております通り、性能維持の製造については性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その指針を性能を満たすために必要な仕様等を示されていることとされております。
1:18:43	福島第二原子力発電所につきましては廃止措置計画認可申請書本文6号、第6-1表6の2行に性能維持施設を記載しております、こちら設置許可や等を受けまして設計製作されたものであり、これ引き続き使用するため、
1:19:02	その性能維持施設の使用等としましては設置時の使用及び配筋に必要な台数としまして、位置構造及び設備の欄に記載しております。これとともに、廃止措置段階において必要となる機能というものを機能欄に記載しております。
1:19:19	SNSを維持し、使用することを前提としておりますので、性能維持施設の性能につきましては、児童発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則等を参考にいたしまして、廃止措置段階で求められる機能を維持するために必要となる状態というものをお伝えしております。
1:19:39	A4ポツにつきましては、先ほど申し上げた2ポツの選定の考え方、3ポツに示しました、性能の考え方をに基づきまして具体的に性能維持施設というものを選定した結果を記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:54	ちょっと説明は割愛させていただく部分ございますが、基本的な構成先に説明させていただきます。(1)建物及び構築物を例に説明をいたします。
1:20:05	こちら審査基準にどのような記載がありましてこういうことが必要とされておるといものを初めに記載しておりまして、それに基づきまして2段落目です3ページ目、上部になりますが、
1:20:19	こちらにつきましては放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ放射性物質漏えい防止機能及び周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低減する放射線遮へい機能を有する設備を漏水対象とするということを記載しており、選定
1:20:37	に対する考え方、機能等を記載しております。
1:20:40	次の段落につきましては上記で選定しました設備施設に対しまして、上記機能を有するよう設計製作された設備でありまして、今回の設備につきましては静的設備であるということも踏まえまして、イトウのポツで記載されてある通り、
1:20:58	以下の準備事項を満足する状態であれば、必要な機能は維持されるというふうなことを考えておりまして具体的に維持する。
1:21:08	性能というものを記載しております。
1:21:11	最後に別ページに飛ぶ形になっておりますけれども、先ほど申し上げた建物及び構築物の性能につきましては第2-1-1表から第1-4表に記載しております。ページ数申し上げますと、1-1表が24ページ、1-2表が
1:21:31	55ページ、1-3表は26ページ、1-4表は27ページとなっております。
1:21:38	それぞれ1の1というふうな何とかな位置ってというのは1号炉っていうふうな形で4期、それぞれ表を記載しております。
1:21:53	いえ、
1:21:54	こういった記載に基づきまして更正段落につきましては基本的には廃止措置計画の本文6ですとか添付6に記載しておる通り、記載をしております以下、括弧に入れ核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、
1:22:12	について記載をしております、次(3)では放射性廃棄物の廃棄施設、
1:22:18	／(4)で放射線管理施設、
1:22:23	(5)では解体中に必要なその他の施設、
1:22:26	(6)で消火装置という形でそれぞれの性能維持施設につきまして先ほど申し上げた通り、審査基準での必要事項とそれに基づく機能させ、設備の選定というのを行って、必要な性能最後に書くと。
1:22:44	いうふうな記載になっております。
1:22:50	続きまして17ページの5ポツの運転中との機能及び性能の比較というところの説明に移らせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:00	こちらは先ほど申し上げました性能維持施設の選定の際に
1:23:05	プラント運転中とI組織期間中等で機能もしくは維持台数にし、変更があったところ、変更がないところを求めまして第 17-1 表から第 17-7 表までそれぞれ比較表を記載しております。
1:23:24	一つ一つちょっと説明するのは割愛させていただければと思いますが主な考え方につきましては 5 ポツ以降で説明記載しておりますのでこちらを説明させていただきます。
1:23:38	まず初めにそこに入る前にですね 2 段落目に記載しておりますが現在性能維持施設のうち、計測機器類による監視の一部というものを中央制御室もしくは廃棄物処理建屋の制御室に行っておりまして、
1:23:54	運転員による監視が必要な期間につきましては中央制御室、廃棄物処理建屋の制御室の解体は行わないという方針を伝えさせていただいております。
1:24:05	詳細については別紙 3 で後程説明させていただきます。
1:24:11	では主な比較ということで、同じ相違点につきまして以下説明をさせていただきます。(1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設です。こちらは核燃料物質取扱設備につきましては新燃料及び使用済み燃料を使用済み燃料プールから搬出されるため、
1:24:31	運転中と同様に
1:24:33	取り扱う機能というものを伊地知のすが、もう炉心からすべて燃料取り出されており、再装荷もしないということがありますので炉心内及び炉心と使用済み燃料プールとの間の取り扱い機能維持しないということを記載しております。
1:24:50	また 2 段落目ですね、核燃料物質貯蔵設備につきましては、新たに今後使用済み燃料は発生しないということ、また貯蔵する使用済み燃料を十分に聞いておくということはありませんので設備の補助等に時間的余裕があることを踏まえまして、機能維持に必要な台数というのは 1 系統というふう考えております。
1:25:09	(2)放射性廃棄物の廃棄施設です。
1:25:13	まず液体廃棄物の廃棄設備につきましては、運転中と同様、処理を行っていくという機能を維持していきますが、運転中の廃棄発生量と、廃止措置段階は廃棄発生量というのを
1:25:28	比較しますと後者の方は低減いたしますので、高電導度廃液系の処理設備につきましては、34 号の廃棄物処理建屋で設置してあります設備のみを維持対象としまして、1 号 2 号の廃棄物処理建屋に設置しております処理設備については一次対象外とするというふうにさせていただいております。
1:25:51	次の段落固体廃棄物の廃棄設備につきましても、運転中と同様処理を処理する機能というのを維持いたしますが、こちらも地中の廃棄発生量から排水廃止

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	措置段階の廃棄発生量というのは低減いたしますので、固化装置のうち、プラスチック固化形式のみを維持いたしましてセメント固化式というのは維持対象外とするというふうにさせていただいております。
1:26:14	次(3)放射線管理施設です。こちらにつきましては、先般の本文 10 ですか添付書類 3 で説明させていただいた通り、1 号炉の放射性気体廃棄物につきましては保水炉内で放射性気体廃棄物と原子炉切りや海水がまじる構造となっておりますので、
1:26:34	I措置段階におきましては、2 号 3 号 4 号の遂行のイシヅカから、放出いたします PDS ので、1 号炉の AICC モニターについては維持対象外といたします。
1:26:47	(4) 原子炉格納施設につきまして、まず原子炉建屋です。こちらは放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能は維持いたしますが、原子炉の運転を行いませんし、燃料赤字の評価、
1:27:03	を踏まえまして非常用ガス処理系もしなくても環境に与える小さいと、環境に与える影響は小さいと評価しておりますので、事故時における非常用ガス処理系を用いた気密性に関わる機能は維持しないという考え方でございます。
1:27:19	また、原子炉建屋の原子炉棟換気空調系、1 号炉につきましては、予備機は削除ということを考えておりますのでその旨記載しております。
1:27:31	(5) その他原子炉の附属施設です。
1:27:35	こちら非常用電源設備のうち、非常用ディーゼル発電機につきましては、商用電源を喪失する際に性能維持設備、電源を供給する機能というのは維持いたしますが、廃止措置段階で原子炉を停止しておりますので、外電喪失、
1:27:50	次に原子炉安全停止するための機能ですとかそういったものがなくなりますが多重性というものは必要ないというふうに考えておりますので、1 号から 4 号まで、現在淳以来設置されておりますが、今後廃止措置において低減供給して何なりを維持するというふうに考えております。
1:28:08	また、自動起動及び自動給電機能は維持しないというふうに考えております。
1:28:14	次市場電源設備の蓄電池につきましても、所電源が喪失した際に必要な電源供給機能というのは維持いたしますが、廃止措置段階では非常用動力負荷等に電力が必要供給する必要はないというふうに考えており、また多重性も必要ないというふうに考えておりますので、
1:28:32	3 組あるうちの職位を維持するという考え方でおります。
1:28:39	次、原子炉建屋原子炉棟換気空調系という記載がございますが先ほど説明した通り換気空調系につきましては予備機を削除するという記載ですので説明は割愛をさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:55	ただ、20 ページのタービン建屋換気空調系、うんというか、規定の 1 号にありますものですか、2 号にありますタービン建屋換気空調系運転服換気空調系、
1:29:08	また
1:29:13	の続きです 21 ページにありますタービン建屋換気空調系、3 号 4 号、につきましては、Q 基盤 3 台ございまして 1 台は予備ということでこちらの予備は削除いたします。加えましてプラントで 10-2 追加。
1:29:28	あと、搬出期間中の熱負荷というものを比較いたしますと後者の方は提起しておるとい状況にございますので、2 台のうち 1 台、
1:29:41	4 点だけで事足りるだろうという考えをしておりますので 1 台時ということに変更をさせていただきます。
1:29:52	続きまして 22 ページ、(6) 発電所補助 kA です。
1:29:59	原子炉補機冷却系につきましては運転中と同様、原子炉補機を冷却する機能を維持いたしますが、廃止措置段階では冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないということがございますので、kA 基本的には 1 系統と、
1:30:14	いものの維持というのを考えております。
1:30:18	1 号と 234 号で少し系統構成が違いますので、数が記載、基本的な考え方としては同様でございます。
1:30:28	その下、a 初期に関する記載がございますがこちら予備機カットというところを記載しておるだけですので説明は割愛させていただきます。
1:30:39	本文に関しましては説明は以上となります。あとは別紙ということで記載をしております 117 ページ。
1:30:50	別紙 1 ということで、非常用交流高圧電源母線または直流電源もそれに接続している性能維持施設と、ということでそれぞれ接続している設備施設を列挙してございます。ちょっと少々お待ちください綺麗。
1:31:20	失礼いたしました東京電力三浦で生徒説明再開させていただきます。
1:31:25	続きまして 118 ページに別紙 2 としまして原子炉補機冷却系から供給される冷却水海水を使用する性能維持施設と、いうところで Ac 締結を客先の設備等列挙させていただきます。
1:31:42	続きまして、119 ページ、別紙 3 といたしまして、中央制御室へ廃棄物処理建屋制御室の維持管理ということをお伝えしております。
1:31:52	こちら読み上げさせていただきますと審査基準に基づきまして設置許可を受けた発電用原子炉施設のうち、プラント運転中から排除しにおいても引き続き機能及び性能を維持する施設を性能維持施設として選定しております。
1:32:07	性能維持施設のうち、計測機器類につきましては監視機能を有する

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:12	設備として維持対象としております。こちらの監視の一部、現在、中央制御室もしくは廃棄物処理建屋制御室にて行っておりますので、監視機能を維持するためには中央制御室廃棄物処理建屋や制御室を改定することはないということを考えております。
1:32:31	なお、地方制御室IF処理建屋制御室外で監視することが可能ということであれば、当該施設次室内での維持は室ではないというふうに考えてございます。
1:32:44	以下それぞれ中央制御室で監視されております。機器類、
1:32:50	廃棄物処理建屋制御室で監視されておりますKいる機器類のリスト、
1:32:56	以下に示しております。
1:33:02	こういった状況を踏まえまして中央制御室廃棄物処理建屋制御室そのものは性能維持施設としては考えておりませんが、それぞれの制御室内にある必要な監視機能を有する機器類については性能維持施設というふうに整理をしております。
1:33:23	続きまして 121 ページ、別紙 4 としまして廃止措置における非常用ディーゼル発電機の維持台数について説明をしております。
1:33:33	まず 2 ポツで前提条件として記載しておりますが、廃止措置計画の審査基準におきましては、所用電源が喪失した際、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合には、適切な容量の電源設備を確保し、これを適切に維持管理することと、
1:33:51	というふうな要求がなされております。
1:33:55	High組織間におきましては使用済み燃料譲り渡しまでの期間は収集済み燃料貯蔵設備設置をしますので、こちらの機能及び性能を維持するとともに、商用電源喪失際に使用済み燃料貯蔵設備の安全を確保するための電源として、以上ディーゼル発電機の機能及び性能を維持することとしております。
1:34:17	一方で福島第二につきましては運転停止から約 10 年経過しておりますので、使用済み燃料の総発熱量つって中と比べましてかなり低くなっているという状況がございますので、仮にですが使用済み燃料貯蔵設備冷却停止いたしましても、主筋燃料プールの
1:34:36	水温上昇は緩やかだという状況でございます。
1:34:42	3 ポツでは発生地台数について記載をしております。(1)では技術基準上の要求です。
1:34:50	ほんとににつきましては技術基準規則に記載されております通り、非常用炉心冷却設備ですとか非常電源設備等、安全設備に関する多重性というものは要求されておるというふうに認識をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:04	一方で廃止措置プラントにつきましては技術基準規則の第三条の2に基づきまして廃止措置計画で定める性能維持施設については、技術基準規則の第2章、DB設備ですとか、第3章の衛生設備等の規定にかかわらず廃止措置計画に定めるところに維持するということになっておると認識し、
1:35:24	おりますので、必ずしも多重性というものが要求されてないというふうに考えてございます。
1:35:30	そうしまして(2)で廃止措置における安全確保上の要求というものをお伝えしております。
1:35:36	点検、計画的な点検ですとか、万一の故障等によりまして性能維持施設として定めるディーゼル発電機稼働不可となる場合の安全確保手段というのを以下に示しております。
1:35:49	計画的な点検のために待機除外としてある期間についてですね万一外部電源喪失したときにsafetyの水温が本規程に定めます越流運用上の基準に達するまでの期間というものを別紙5に記載しておりますが、
1:36:06	大体55日から7日ぐらいというふうに保守的に考えておりますので、それを踏まえまして外部電源ですとか、DGの復旧に努めるというふうに考えてございます。
1:36:21	またですね上記のような復旧以外にもですね代替電源ですとか電源に頼らない注水手段を消防車等を準備しておりますので、復旧に時間を要する場合にも設備補助基準を超えない対応といったことは十分可能だというふうに考えてございます。
1:36:44	続きまして、(3)排出し32次するAEGL非常ディーゼル発電機の台数としましては今まで示してましたように、時台数同斜2台ということを考えており、具体的には2号炉の1台、3号炉の1台を維持することとしております。
1:37:06	こちらで供給する容量足りるのか否かというところにつきましては少し戻りまして115ページ、17-7表。
1:37:17	K6分の増というところで、
1:37:23	記載しておりますが、非常用ディーゼル発電機の1台当たりの設備容量としましては6300キロワットということになっております。
1:37:33	しても、誰にそうした時に用となる負荷と想定されるかといましては1号炉で約1900キロワット2号炉でも1900キロワット3号炉でも2100キロワット、4号炉DEM2100キロワットという、
1:37:51	いうふうに想定しておりますのですべてを足し算していただければ時発電機2台あれば、準用負荷容量は満足できるというふうに考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:12	そうしましたら 123 ページ、4 ポツに戻らせていただきましてこちら定期事業者検査を受ける台数というものを記載してございます。
1:38:22	実用炉規則第 56 条に基づく定期事業者検査では、廃止計画本文 6 に記載した維持台数を受験を予定してございます。具体的には 2 台ということを考えております。
1:38:35	ただしですね事業者としまして実績 20 台水維持台数以上の台数を共用するという場合につきましては影響する体制すべて、否定的事業者 STAR 検査を受験しようというふうに考えてございます。
1:38:52	次は社債発行サービスステーションそれ最後じゃなくて 124 ページ、別紙 5 といたしまして使用済み燃料プール水温の施設運用上の基準 65° 到達までの時間評価について説明させていただきます。
1:39:06	2 ポツ前提条件といたしまして、廃止措置計画認可申請書の記載にあります、使用済み燃料の総発熱量
1:39:16	がすべて SFP の水温の上昇に寄与するというふうな仮定を置きまして 1 時間当たりの温度上昇率というものを算出しております。第 1 表に記載がございません。
1:39:27	実際には SFP 使用済み燃料プールの水面等からの放熱、水の蒸発に伴う気化熱の影響によりまして、総発熱量がすべて水温上昇に寄与することにはならないと考えてございますが、本評価にあたっては保守的な設定とするため、上記の仮定を行っております。
1:39:49	スタートの初期水温としましては過去実績を踏まえまして 30° というふうな仮定を仮定も置いております。
1:39:58	その一つ評価結果としまして初期水温として設定いたしました 30 度から 65 度まで上昇するのに要する、要する期間というのは表の 1 に記載しておると言えます。具体的に申し上げますと、1 号炉では 5.7 日、2 号炉で 6.4 日、3 号炉 4 号炉で 7.4 日と。
1:40:18	いう評価をしてございます。
1:40:25	最後 126 ページ、別紙 6 としまして、廃止措置におけるエリア放射線モニタリング設備の時台数について説明をさせていただきます。
1:40:34	こちら先般、本規定に関するヒアリングの際に説明いただき、質問いただきましたのでこちら廃止措置計画側での説明とさせていただきます。
1:40:47	廃止措置計画認可申請書本文にも記載しておりますが、エリア放射線モニタリング設備につきましては、原子力発電放射線モニタリング指針で示されました観点、三つございまして変動、そこは常駐作動作動等の立ち入り、
1:41:03	この 3 点から観点から選定いたしました設備を維持対象としております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:10	第 1 表に運転手円または廃止措置期間中に維持する台数というものを記載しております、運転中につきましては 1 号から 4 号、合計しまして 179 台エリア放射線モニタリング設備というのがございますが、
1:41:28	廃止措置期間中におきましては合計で 1 号から 4 号、合計で 52 台を考えております。
1:41:36	具体的には 1 号原子炉建屋のオペレーティングフロア、
1:41:42	着ありますエリアモニター、こちらは使用済燃料プール付近。
1:41:47	に設置されておりますのでこちらは維持するという考え方ですとか、漏水の三波色水素側のサンプリング設備がある部屋につきましてもエリア放射線モニタリング設備があるという号炉ありますのでそちらについても維持というふうに考えております。
1:42:06	12 号炉コントロール建屋ですとか 34 号炉コントロール建屋、こちらにつきましては中央制御室にそれぞれ 1 号 2 号 3 号 4 号 1 台ずつ設置されておりますのでそちらも維持というふうに考えております。
1:42:23	12 号廃棄物処理建屋、もしくは 34 号炉廃棄物処理の提案につきましては運転中と比較しまして廃止措置期間中もほぼ同様、同様ですね、同様の状況が続くというふうに考えておりますので、
1:42:38	そのままの維持台数というものを考えております。
1:42:42	こちらのちなみに一、二号炉廃棄物処理建屋の 8 台のうち 1 台につきましては、制御室に設置されておりますエリア放射線モニタリング設備等になります。
1:42:57	またはサイトバンカ建屋ですとか、使用済み燃料輸送容器、キャスク保管建屋につきましても運転中と同様の状況が廃止措置期間中も継続いたしますのでこちらはそのままということを考えております。
1:43:14	少なくなつて恐縮ですが資料 2-2 の説明としまして以上となります。
1:43:21	はい、ありがとうございました。
1:43:30	えっと、
1:43:33	規制庁の右側ですけれども、
1:43:38	基本的なところ、これまで 30 改正で先行炉の審査というのを基本的に取り込んでいただいていると思うんですけれども、
1:43:47	大きく考え方が異なる点っていうのは何かありますか。
1:43:53	先行のと比べてってことなんですけども。
1:44:07	東京電力宮沢です。全厚量Dに関するヒアリングですとか審査会合を私の方でも落ちさせていただいております反映できる場所はIAすると、いう状況で

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ございますので大きく状況は異なるものはないかなというふうに認識しております。以上です。
1:44:27	規制庁の右側ですけども今回は運転号炉がないということで、
1:44:33	廃止対象設備が
1:44:36	解体対象設備もしくは維持管理制度維持施設、
1:44:43	にどれかに該当するっていう、そこが大きく異なってくるというんですかね。
1:44:59	東京電力宮沢で本当おっしゃる通りですね福島第二につきましては運転5運転のがございませんのですべて廃止措置料ということになりますので、本文4号、廃止措置計画の本文4号に記載しております廃止措置対象施設というものと、本文5号に記載しております解体対象施設と、
1:45:18	いうものはイコールとなっておりますので、共用いわゆる共用設備というところで運転の管理しますので、相槌契約には記載しておりませんというところ先行他社さん多数そういう状況かと思うんですが弊社福島第二の場合につきましては、矯正施設につきましても今回性能維持施設と、
1:45:38	いうところに記載が追加されてるところは先行他社さんとは異なっているかなというふうに認識しております。
1:46:05	規制庁使われるんですが、2-1の
1:46:08	資料の4ページ目のところで、
1:46:11	ちょっと資料の作り方の確認なんですけど。
1:46:15	米印の1で行こういう2号の共用というものと、
1:46:20	米印201から4の共用というのがあるんですが、
1:46:24	実際その共用の
1:46:26	あり方としてあるのは、
1:46:29	12号共用と。
1:46:31	1から4号共用と、あと産業共用という、
1:46:37	これもあるその三つぐらいになるんですか。
1:46:43	東京電力宮沢です。ご指摘の通り共用の考え方といたしましては、1号2号で共用しておるもの、1から4号で共用しておるもの、34号で共用しておるもの3種類がございます。ご認識の通りでございます。
1:47:01	それで今回の資料は、
1:47:04	事項ですっていうので、
1:47:07	一部訂正ですっていうふうに1号の
1:47:10	多い資料になってますということでもいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:16	東京電力宮沢ですご指摘ありました通り資料 2-1 につきましては 1 号を対象として作成しておりますので、※注記の考え方としては 1 号が関係するところだけ記載しておるといことになってございます。
1:47:34	日本の形としてはほぼ
1:47:37	地方と対象な形で
1:47:40	すいません、申請書に載せてしまったら正規強盗同じ。
1:47:45	対象のほぼ最初の形の申請書になっているところですか。
1:47:54	東京電力宮沢です。そうですね、基本的には構成としては同じものになっております。しかしながら設置許可の記載がですね各号炉で微妙に異なっていたりです過疎の設備区分設備等の区分等が入ってる。
1:48:11	しますが、具体的にちょっと
1:48:13	Iが生じているというはあるのでそういったマイナーチェンジありますけど、基本的には同様かというふうに認識しております。以上です。
1:48:21	はいって言うんで機関名は
1:48:26	資料の 2-2 のほうの資料見れば、
1:48:30	それでまとめられてるといことですね。
1:48:37	東京電力宮沢です。はい資料 2-2 につきまして、資料 2-2 性能維持施設についてという補足説明資料につきましては、1 号から 4 号炉までまとめて記載しておりますので、すべて 1 号 2 号 3 号 4 号のリストが 1 号 2 号共用 34 共用 123、
1:48:57	共用ということで整理をさせていただいております。以上です。
1:49:02	はい、わかりました。
1:49:04	なんですけど、先行の議論を踏まえて、
1:49:07	ゆっくり考えていた段階で考えてますというご説明だったんですが、その節は私も過去の議論を合わせてしまったんですけど、幾つかのところその著しい漏えいという言葉が復水タンクとかを含めて書いてあるんですが、
1:49:24	先行でもこういう形で書いてますか。
1:49:44	東京電力宮沢です。すいませんちょっと私もですね今手元に先行電力さんの申請書はないので規則でのますけれども記載としては同様な記載をされてたんじゃないかというふうに認識しております。以上です。
1:50:03	1 時間ほどちょっと確認しますけれども、特別の早い廃液のタンクとかで、
1:50:10	著しい漏えいがないことというのをどういうふうに認めてるような書きぶりにですかという議論をさせていただいた記憶があつてですね、何かそれが、
1:50:20	形になってるように思えたので、聞きしました。
1:50:25	こちらの確認します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:38	規制庁の幹也ですけれども、
1:50:42	パワーポイントの3ページ目なんですけれども、
1:50:46	よろしいですか。
1:50:55	まずこのフロー図で、
1:50:59	最初におりてきて設置許可の記載の設備化っていうのは、これは設置許可、オンリーで工認は特に入っていないんですねこれは他のプラントもそうなんですけど、
1:51:14	東京電力宮沢税制とこちらにつきましては他の電力さん同様弊社も設置基本的には設置許可から選定しているという整理にしております。以上です。
1:51:24	中長期的にはそうするとその次のひし形のところで、性能維持施設かというところでYESに行くと③の性能維持施設なんですけど、Noのところは、
1:51:37	②番になるんですが、これ、自主的に維持または解体になるんでしょうか。
1:51:45	東京電力汲上性おっしゃる通り廃止措置期間中も、機能及び性能維持すべき施設かというところでの、になった施設、設備につきましては、実績に維持することになるか、もしくは解体ということになるというふうに理解しております。以上です。
1:52:16	安定的に
1:52:17	そこそことかそこそこはふやしたい。
1:52:21	すいません。わかりました。そういうことで、
1:52:45	規制庁藤森ですけど今の話で、設置許可、
1:52:50	オンリーとは限らないと思うんですが、先行電力でも、
1:52:53	設置許可いなくて後任だけのやつ。
1:52:57	選んでるところもあると思う。
1:53:01	施設として維持し、不要であれば低いんですけど、
1:53:05	必ずしも設置許可は限らないというふうに認識しています。
1:53:19	東京電力宮沢です。おっしゃる通りこちらの基本的な考え方といたしましては大前提としてとして設置許可記載の設備かどうかというところで置いておりますがご指摘の通り工認から持ってきたりみたいなことをされているというのも把握はさせていただきます。以上です。
1:53:37	はい、わかりました。
1:53:39	あとですね、性能維持施設で、
1:53:43	そこにサノDGとかポンプの容量とか、PCなんかは、
1:53:48	接続先だけ。
1:53:50	食べてもらってるんですけども。
1:53:53	この接続先2のその容量は蓄電池もそうなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:58	維持する台数がこの容量で借りてる接続先と考えてその維持する台。
1:54:06	許容台数の容量で借りてるかどうかというのは、補足で他の電力で示してもらったと思うんですけど。
1:54:16	そこは示せますか。
1:54:24	東京電力宮沢です。えっとですねすみません説明を割愛させていただいてしまっているんですが、補足資料の 2-2 の第 17 表のシリーズの中で備考の中でですね、CAQの蓄電池ですとか、
1:54:41	原子炉補機冷却系の冷却水、十分台数は減らしたりしますよっていうふうな説明をさせていただいているんですけど、それ以外にも別紙ということでまとめた方がいいということでしょう。
1:54:56	そうですねトータルしか書いてないので、具体的にその負荷容量がどれがどれだけあって、足りてるっていうちょっともうちょっと具体的な中身をつけてもらいたいんですけど。
1:55:09	東京電力都田で正承知しましたそうしましたらちょっと記載検討させていただければと思います。以上です。
1:55:17	はい。
1:55:21	規制庁藤森 哲 CAPE
1:55:25	資料 2-2 の別紙以降ですか、最後の
1:55:29	65 度到達までの時間評価、これちょっと確認なんですけれども、
1:55:36	使用済み燃料の総発熱量ということで評価してるんですけど。
1:55:43	これは性予防の方の寄与っていうのは考えなくていいっちゃうことなんですか。
1:56:04	東京電力宮沢です。ご指摘ありました制御棒使用済み制御棒から発する熱量につきましては、ほぼ主筋量から発する発熱量と比較しまして無視できる程度かというふうに認識しております。以上です。
1:56:20	ちなみにどれぐらいなんですかね、発熱量って。
1:56:52	東京電力宮沢で正當ざっくりとした説明になってしまいますけれどもざっくりにふた桁ぐらいは落ちるかなというふうに思っておりますので、使用済み燃料総発熱量が大体各号炉 400 キロワットというふうな評価になっておりますので、大体 1 桁kwぐらい。
1:57:12	そして整形も大きいので地表部分があるかなというふうな相場感でおります。以上です。
1:57:20	わかりました。ありがとうございます。
1:57:46	あと、規制庁藤森ですけど。
1:57:49	運搬容器はどうするんですしたっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:58	特に電力や財政と確認ですけど運搬容器とおっしゃってるのは構内輸送用の輸送キャスクのことでよろしかったでしょうか。はいそうです。
1:58:09	はい。こちらにつきましては福島第二の場合ですねリース品ではなくて特性所有物として一気、今構内に保管しているものはございます。なんですが、先般指摘事項回答でも説明させていただいた通り、廃止措置、
1:58:29	計画におきまして、解体工事準備期間、第一段階におきまして構内輸送というものを計画しておりませんので、性能維持施設として、この装着というものも入れる必要はないかなというふうに判断をしております。ですが本文4の案性能維持施設ですとか解体対象施設、
1:58:48	他の電力さん同様に入れる必要があるということであればそちらの補正の方で反映させていただければなというふうに考えております。以上です。
1:58:59	解体対象と
1:59:03	廃止措置対象に、
1:59:07	廃止措置対象にも入れるんですが、
1:59:10	しっかり整理し、
1:59:21	結局、
1:59:30	すいません東京電力宮沢です他の電力さんの記載ももしかしたら記憶違いかもしれませんのでちょっと今一度確認させていただければと思います。以上です。
1:59:42	ちょっとそこはよく
1:59:44	考えてもらいたいんですけど。
1:59:47	基本
1:59:49	技術基準適合、
1:59:52	義務は使わないコール階層しばらくしないとしても、
1:59:58	性能維持施設として維持し、
2:00:02	しっかりしとかなきゃいけないような気はしますけどね。
2:00:11	一応ですね、技術基準の適合維持義務は、
2:00:15	かかるはずなので、
2:00:17	その配信しなければですね。
2:00:21	使わないから、性能維持施設じゃない。ちょっとそこはちょっと異論があるかもしれないませんが、ちょっと
2:00:28	どうだろうか。
2:00:35	それで、
2:00:38	そういった
2:00:46	ちょっと整理して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:48	考え方整理しといてください。
2:00:51	介護でも効くかもしれません。
2:00:55	バス停とペネ組み合わせるSAと承知いたしましたちょっと考え方は整理させていただければと思います。逆になんですが1点質問、この件に関してよろしいでしょうか。
2:01:08	はい。
2:01:10	現在ですね福島第二で工事計画認可取得しております構内輸送キャスクなんですけど、収納対象の燃料といたしましては8×8の高燃焼度までしか考慮しておりません。ですが先般説明させております通り福島第二の使用済み燃料プールで貯蔵しております。
2:01:30	燃料の中間期中燃料というものは、4000数百体程度ございまして仮に今後、構内輸送するという場合には、工事計画を今変更ということになるのか、もしくは廃止措置計画本文7号、もっぱら設備として、
2:01:47	変更認可申請をするのか、そういった対応が必要になるというふうに認識しておるんですけどもこちらの認識は大きくそもそもないということでもよろしかったでしょうか。
2:02:10	だから、規制庁の幹也ですけども、申しかね
2:02:15	本来そう大きく外挿することになった場合は、廃止措置計画変えますって、こないだおっしゃいましたよね。
2:02:23	なので、キャスクも工認並みの図書をつけた上でもっぱら廃止措置として、あわせて申請と旧キャスクの
2:02:31	ということになるってことですよ。
2:02:36	なんでその大前提は号機間輸送今しないから別に今何も述べる必要はないんですけども、
2:02:42	仮になったとしたらという、そういうご質問ですかね。
2:02:49	はい。東京電力三浦です。おっしゃる通りです。
2:02:58	多分そこは
2:03:01	乾式キャスクと同じだと思いますので、
2:03:08	乾式キャスク、ちょっとまた逆に言うと確かするまだエリア結論が出てないところもあるので、この資料の中で同じように書いていただいてもいいんじゃないかという気がちょっとしました。
2:03:22	同じように今後出た場合が、
2:03:26	もっぱら排水としてキャスクを回すみたいなの、ちらっと伐採ですか。
2:03:33	社会生活、それはちょっとどうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:42	K東京電力や税制等承知いたしましたこういった状況も踏まえまして開発計画においてお願いのキャスクどう記載するかっていうところへちょっと整理したいというふうに考えております。以上です。
2:03:59	規制庁の三木ですけどもちょっと一番最初にお伺いしたんですけど、そもそもこれ、
2:04:06	本文 4、
2:04:07	廃止対象施設等というものは、解体対象施設と性能維持施設以外に、
2:04:14	もう何かカテゴライズするものが出てくるってことですかね。今の話していますと、それ以外があるわけですよ。
2:04:25	基本的に壊さなくすか使い続けるかかなと思ったんですけども、本部 4 号は廃止対象施設は、
2:04:34	廃止対象施設すべてであって、
2:04:38	解体対象施設も基本福島第二の場合はすべてですと。
2:04:46	いつ、いつ廃止するかだけであって、そこそこ。
2:04:49	全部その基本イコールになるはずですよ。
2:04:53	本文 4 と本文 5 の表 4 票ご評価＝て、
2:05:01	6 表が、
2:05:08	サービサー部分があるとそういう理解ですかねそうします。
2:05:16	はい。東京電力宮沢です。ご指摘の通り、I措置対象施設と解体対象施設につきまして福島第二の場合はイコールというふうに考えております。性能維持施設につきましては、審査基準に基づきまして解体対象者から選定したものをピックアップしているというふうに認識しております。以上です。
2:05:40	使い続けることはないけれども圧がどうかわからないので、とりあえず性能維持施設には入っていないけれどもという設備を中にはあるということなんですね。
2:05:52	場合によっては性能維持施設にするかもしれないという予備軍みたいなものが、
2:05:58	そうでしょうけど、本当に今のキャスクみたいなのはそうそうないんですかね。
2:06:06	東京電力の宮川先生と基本的にはないというふうに認識をしております今回出てきましたナイトウCHASTEみたいな話は、少し特殊な例かなというふうに認識しております。以上です。
2:06:20	わかりました。
2:06:33	議長掴めてすいません非常用ディーゼル発電機で言っておきたいんですけど、今回
2:06:40	1 項から 4 号の共用設備として、2 号 3 号の 1 台、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:46	書かれているんですが、
2:06:48	これは許認可でも1から4の設備になってるんですか。
2:06:57	東京電力宮沢です。許認可じゃ設置許可上はですね号機間aで共用という記載はございませんで今回の廃止措置に伴いまして変更となったら供用という考えにさせていただければというふうに考えてございます。以上です。
2:07:16	規制庁掴めるそれでちょっと前の資料の1から4協業っていうところ入ってるのが、
2:07:23	許可工認、
2:07:25	一応書かれてるものっていうのはほかにもあるんですか。
2:07:47	東京電力宮沢です。基本的に1から4号炉共用というふうなところで記載させていただいている設備、施設につきましては、設置許可で共用の記載があるというものを持っているというところなんです。以上です。
2:08:06	いろいろBTだけが配属費で共有をかけているような形になっているという意味です。
2:08:20	東京電力宮沢で整合し、ご認識の通りです。以上です。
2:08:25	実は使えるでしょ。わかりました。
2:08:50	えっと、
2:08:51	規制庁ですけども。
2:08:54	一応以上なんですか他に。
2:08:56	東京電力さんの方から何か説明。
2:09:00	されたいことありますか。
2:09:09	当然、ちょっとお待ちください。
2:09:51	東電の大塚ですけれども、よろしいでしょうか。
2:09:56	最初の系統資料1関係の資生堂やりとりのところで、業法をサイドバンカーに移る。
2:10:06	話は添付6つ以降にクローズされてるといのは説明をお渡ししたんですけど、失礼しました本文の10のところの理由の3表というのがありまして、放射性固体廃棄物の貯蔵保管場所ごとの種類及び数量というのがありまして、
2:10:25	サイトバンカーに貯蔵中の制御棒の本数でありますとか、
2:10:33	1号機の1号機ですが、その原子炉建屋の使用済み燃料プールに貯蔵時の制御棒の台数でのごまかに記載がございます。
2:10:41	つてのは次長の、ちょっと先ほどの説明途中でしたので、訂正させていただきます。
2:10:47	はい。ただまた本見れても構造動かすごとに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:52	何ですかね、廃止措置計画を申請しているのかどうなのかみたいな扱いについてはちょっと今後も相談というか、させていただければと思ってます。はい。
2:11:06	それはとは、8 ページ目にあるような 36 体とか 77 ページから 54 ページの 92 とか、こういう数字。
2:11:14	が出ているわけではないということです。ただしサノが出て、
2:11:21	ちょっとすいません、東電の大塚ですけど、すべての正当性業務を足し算したものが出てます。例えば一部 710 とかですね。
2:11:33	30 キロで、
2:11:38	I解析上はいわゆるハンガーの制御棒だけなんで実際アノラックにも何回か行ってましてそういったもののすべての足し算の貯蔵体ぞえと物には記載されてされています。はい、わかりました。
2:12:03	もうちょっと後で難しいともう一つ説明させてください。はい。
2:12:08	東京電力の中崎です。先ほど指摘事項回答のNo.9 のところで、ちょっとすいません、ちょっと誤記がありますので、政党で説明させていただきます。
2:12:21	※2 のところで、指針の名前を出していることもですが、発電用原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価についてそちらの指針、ちょっと誤記になりまして、上の※1 と同じ指針になりますので、ここですみませんが訂正させていただきます。
2:12:40	マツスエていただきました。
2:13:01	以上でよろしいでしょうか。
2:13:09	はい当然大きくはですね当社が本日トリガリングリース契約について説明しようと思って今日出すべきです。終わりました。ありがとうございました。
2:13:19	はい、じゃあこれでヒアリングはたいと思います。ありがとうございました。
2:13:23	はい、ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。